

アメリカ公立図書館の存在目的

— 歴史・現状・問題点 —

川崎 良孝

American Public Libraries and Their Purposes of Existence:

History, Current Status, and Problems

Yoshitaka KAWASAKI

〔要約〕：19世紀中葉にアメリカ公立図書館が制度的に成立したが、そののち公立図書館の目的・使命については、大きく変遷して現在にいたっている。本稿では教育主義、知的自由、社会的責任をキーワードに、アメリカ公立図書館の歴史と現状を説明し、あわせてインターネットと2001年9月11日のテロ事件が、アメリカ公立図書館の目的や使命に与えている影響を説明する。

1 はじめに

19世紀中葉にアメリカでは公立図書館が制度的に成立したが、そののち公立図書館の目的・使命については、大きく変遷して現在にいたっている。本稿では教育主義、知的自由（intellectual freedom）、社会的責任（social responsibility）をキーワードに、アメリカ公立図書館の歴史と現状を説明する。あわせてインターネットと2001年9月11日のテロ事件が、アメリカ公立図書館の目的や使命に与えている影響にも簡略に触れる。まず、公立図書館という語の意味と現在のアメリカ公立図書館の目的・使命について、簡略にまとめておく。

1.1 公立図書館（public library）の要件

少し古いが1943年にアメリカ図書館協会が編纂した『図書館用語集』（*Glossary of Library Terms*）は、“public library”（公立図書館）を次のように定義している。

無料でコミュニティ、地区（district）、または地方（region）の全住民の利用に供し、財政的に全額または一部が、公費で維持されている図書館¹⁾。

また1977年にL. ハロッドが編纂した用語集では、「経費の全額または一部が公費によって負担され、利用がコミュニティの特定の階層の人びとに限られることなく、すべての人が無料で利用できる図書館」²⁾とある。この二つの用語集によると、パブリック・ライブラリーには、

「公開性」、「公費負担」、「無料制」の三要件が不可欠となる。さらに、三要件について補足が必要であろう。1955年に国際図書館連盟が示した覚え書きでは、各国（アメリカでは州）は自治体に公費充当の権限をさずける図書館法を採択すべきとなっている³⁾。アメリカ図書館協会『用語集』では「コミュニティ、地区、または地方」とあり、国だけを排除するように思われるが、基本的には自治体が基礎単位である。最後に、二つの用語集では公費負担に関して、「全額または一部」となっていた。これには1949年の「ユネスコ・パブリック・ライブラリー宣言」を援用したい。「宣言」は「全部または大部分」と明記している⁴⁾。

本稿ではパブリック・ライブラリーのうち最も限定的な意味での「公開性」、「公費負担」、「無料制」、「明確な法的根拠」を満たした図書館を公立図書館と呼ぶ。こうした公立図書館は1854年開館のボストン公立図書館が最初である。

1.2 現在のアメリカ公立図書館の使命・目的

公立図書館の主たる存在意義は、図書館のサービス地域に住む人びとにたいして、人種、国籍、民族的出自、宗教、収入、年齢、その他の恣意的な分類とは無関係に、あらゆる主題についてのあらゆる見解の資料や情報へのアクセスを提供することにある。すなわち合衆国憲法修正第1条が定める表現の自由を、図書館という場（従来は主に文字コミュニケーション）で住民に保障するということである。アメリカ図書館協会が編纂した『図書館の原則（第7版）』は、こうした図書館における知的自由を、すべての図書館業務の土台となる「持続的、包括的な概念」（An Enduring and All-embracing Concept）⁵⁾としている。

2 教育主義の時代（1850年から1939年）

図書館における知的自由に関連する関心は、19世紀後半に明確になる。それは公立図書館が制度的に成立、発展し、公立図書館の目的と図書選択との関係について、具体的議論が展開されたことによる。アメリカ公立図書館の基本的性格を決定したとされる1852年の『ボストン市立図書館理事会報告』（*Report of the Trustees of the Public Library of the City of Boston, July 1852*）は、「できるだけ多くの人に広く一般的な情報の伝達手段が行きわたっていることで、最大多数の人が読書に向かう」ことが、不可欠だとしている。とはいえ同時に、「健全で滋養に富む本を求めた場合」、「最新の楽しい健全な本を読みたいと願うまさにそのとき」、「民衆の好みが不健全なものを求めない限り」という語句も頻繁に出現している⁶⁾。

ここには民衆の状況を改善しようとするエリートの関心、すなわち自己教育機関を通して住民を善導していくという意図がうかがわれる。そのため住民が求める図書を自由に提供するという考えは微塵もなかった。むしろ提供すべき本、所蔵すべき図書について、慎重な検査を行っていた。このことは19世紀末になって開架制が導入されると、いっそう明確になる。開架制は図書館の意図や目的を具体的に露呈することになった⁷⁾。当時あって、資料の収集と提供は一致してはいなかった。端的に言えば、もっぱら図書の道徳的価値（そのときどきの主流の価値）で資料を取捨選択し、開架には道徳的価値が高い本を置いて、積極的に住民に提供した。一方、例えば道徳的価値は高くないが文学的価値が高い図書は、閉架に置いたり、中央館の参

考部門に置いたりしたのである。

こうした考えを象徴するのが、A. ポストウィック (Arthur Bostwick) が1908年に行ったアメリカ図書館協会会長就任演説「検閲官としての図書館員」である。ポストウィックは、「明らかな誤りを推奨し、……罪の楽しみを教え、ときには不作法を盛った本は、ますます広まっている。……この種の本も図書館員を誘惑できない。美しくもなく、正直でもなく、真実でもない本に何の興味もない図書供給者が、土壇場に待ちかまえている」⁸⁾と述べた。ポストウィックは図書館員に検閲官としての役割を期待し、まさに検閲官としての図書館員にプロフェッションとしての存在意義を認めたのである。

3 「図書館の権利宣言」の成立と発展⁹⁾

3.1 「図書館の権利宣言」の成立 (1939年)

こうした公立図書館の思想と実践を乗り越え、現代にいたる図書館思想の骨格を形成したのが、アメリカ図書館協会が1939年に採択した「図書館の権利宣言」(採択当初は Library's Bill of Rights, 1948年以降は Library Bill of Rights) である。ナチによる焚書や検閲、さらには J. スタインベック (John Steinbeck) の『怒りのぶどう』への検閲が象徴する国内での偏狭な姿勢に対抗して、アメリカ図書館協会は「図書館の権利宣言」を採択した。それは以下のようにになっている。

現在の世界各地では、不寛容、言論の自由の抑圧、検閲が高まりつつあり、少数者や個人の権利に影響を与えている。この現状に留意して、アメリカ図書館協会評議会は、以下の基本方針が、公立図書館のサービスに及ぶべきであるとの信念を公に確認する。

第1条：公費で購入する図書およびその他の読書資料は、コミュニティの人びとにとっての価値と関心のために選ばれるべきである。いかなる場合にも、著者の人種、国籍、あるいは政治的、宗教的な見解に影響されて、選択がなされてはならない。

第2条：資料が入手できる限り、意見の相違がある問題のあらゆる側面は、住民の利用のために購入される図書およびその他の読書資料のなかで、公正かつ適切に入れられるべきである。

第3条：〔集会室規定〕 民主的な生き方を教育する一つの機関として、……。

このように「図書館の権利宣言」は、従来の教育主義、道徳主義にもとづく図書選択を拒否し、幅広く見解を包み込むという図書選択の原理 (偏向のない図書選択、均衡ある蔵書) を正式に表明したのである。ここでは「図書選択の原理」として採択されたことが重要で、現在のような図書館業務を包括する原理にはなっていない。そののち「図書館の権利宣言」は以下のように展開していく。

3.2 「図書館の権利宣言」の発展と現在の到達点（1939年－）

戦後の冷戦に突入する1948年、アメリカ図書館協会はニューヨーク市公立学校での雑誌『ネイション』（*Nation*）の禁止にたいして、初めて外部団体と共闘する。そして検閲への反対を示す2つの条項を「権利宣言」に追加した。また外部団体との協力には、図書選択原理としての「権利宣言」を乗り越え、大きな脈絡で「権利宣言」を位置づける必要があった。それが合衆国憲法修正第1条が規定する言論の自由の保障にほかならない。そののち図書館協会はこの位置づけを高めようと努力し、この努力は現在も続いている。

次に重要なのは、公民権運動の影響を受けて、図書館利用に差別があってはならないとの条項を設けた1961年である。すなわち新たに第5条を設け、「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」と書き込んだ（1967年には「年齢」、「社会的見解」を追加）。これは大きな進展であった。これまで「図書館の権利宣言」は、図書選択、検閲への対処など、もっぱら資料を扱ってきたのだが、この1961年の第5条によって、利用者による図書館へのアクセスを保障するという重要な側面が組み込まれたからである。この条項を思想的な梃子にして1960年代後半から、恵まれない人（黒人・原住民、入院患者、受刑者、寝たきりの人、英語を話せない人、移民など）へのサービスが展開される。そうしたグループへのサービスは、総称的にアウトリーチ・サービスと呼ばれ、現在のアメリカ公立図書館の重要なサービスに成長している。

なお1967年の「図書館の権利宣言」改訂で「年齢」を追加したが、この措置は特に子ども（未成年者）の図書館利用を意識している。その基本的な考えは、子どもの図書館利用の責任は親にあるということであり、子どもがどのように図書館を利用するか、どのような本を読むかは、親に指導権と責任があるという考えである。こうした図書館利用についての年齢中立の原則は、図書館界の理念を示すものであるが、図書館における知的自由にまつわる現実の問題は、多くがこの「年齢」という語に関係している。

そして現行の1980年版「図書館の権利宣言」は以下のようにになっている。

アメリカ図書館協会は、すべての図書館が情報や思想のひろばであり、以下の基本方針が、すべての図書館のサービスの指針となるべきであるということを確認する。

第1条：図書およびその他の図書館資源は、図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びとの関心、情報、啓蒙に役立つように提供されるべきである。資料の創作に寄与した人たちの生まれ、経歴、見解を理由として、資料が排除されてはならない。

第2条：図書館は、今日および歴史上の問題に関して、どのような観点に立つ資料あるいは情報であっても、それらを提供すべきである。党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、資料が締め出されたり取り除かれることがあってはならない。

第3条：図書館は、情報を提供し、啓蒙を行うという図書館の責任を達成するために、

川崎：アメリカ公立図書館の存在目的

検閲を拒否すべきである。

第4条：図書館は、表現の自由や思想へのフリー・アクセスの制限に抵抗することにかかわる、すべての人およびグループと協力すべきである。

第5条：図書館の利用に関する個人の権利は、その人の生まれ、年齢、経歴、見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない。

第6条：〔集会室規定：略〕

ところで「図書館の権利宣言」は、1939年初版から一貫して図書館を「民主的な生き方を教育する」機関と位置づけてきた。しかし1980年にはこの位置づけを放棄し、図書館を新たに「情報と思想のひろば」(forums for information and ideas)と再定義した。「民主的な生き方を教育する」という語句が削られたのは、『『民主的』でない』資料や情報が除去されてはならないからであり、「教育」という語が削除されたのは、「教育」という語が「価値を選別して教え込む」と把握されてはならないからである。一方、「情報」、「思想」、「ひろば」という語には、確かに価値がまつわりついていない。現在の公立図書館の基本的性格は、合衆国憲法の保護下にあるあらゆる見解を形態を問わず収集、提供するというものであり、それらが行き交い流通する場が公立図書館なのである。

4 公立図書館の原則をめぐって

第3節で説明したアメリカ公立図書館の原則に関連して、原則自体を揺るがした、あるいは揺るがしかねない現象があり、それを三点にしぼって略述する。

4.1 知的自由対社会的責任

1960年代後半から1970年代前半にかけて、図書館が果たすべき社会的役割への意識が高揚し、これが一面で「図書館の権利宣言」と抵触することとなった。この時期は、知的自由派と社会的責任派を軸として、図書館の目的や知的自由の問題が論議されたのである。

社会的責任派は、ベトナム反戦運動、公民権運動、公害運動、消費者運動といった社会動向を背景にもち、「アメリカ図書館協会は現代の重大な諸問題について会員の指針と援助をもたらすべく立場をすすんではっきりさせること、図書館が社会変化の効果的な機関となり得る方策を努力してつくりだすべきである」¹⁰⁾との考えを基礎においた。この社会的責任派の考えを、アメリカ図書館協会知的自由委員会 (Intellectual Freedom Committee) の委員長 D. バーニングハウゼン (David Berninghausen) からみると次のようになる。環境問題や核戦争などについて決議を館界としてあげ、それに応じる図書館サービスを実施することが、社会的責任派の考えから生じてくる。これらの問題は人類の将来にとって、あるいは社会の正義にとって重大な問題ではあるが、図書館はそうした行動を取るべきではない。まず、アメリカ図書館協会や図書館の目的は、政治的、社会的行動をとることになく、図書館業務の向上をはかることにある。次に、この種の行動は「図書館の権利宣言」、すなわち知的自由を擁護する図書館という原則を弱めることになる。要するに、バーニングハウゼンは、政治的、社会的問題につ

いてアメリカ図書館協会が決議、すなわち何らかの価値判断を与えることは、価値判断自体が主観的、政治的側面をはらんでいるがゆえに、知的自由を守る公立図書館という根本原則と対立すると考えるのである¹¹⁾。

バーニングハウゼンの場合、公立図書館は合衆国憲法修正第1条の表現の自由、知的自由を保障する機関であるという考えを基本にしている。ここで重要なのは次の二点である。まず、知的自由を最重視し、いかなる思想や論理も、この知的自由よりも下位におくということである。例えば差別をなくすのは重要である。しかし、それがために、図書館の蔵書から差別的な図書を除いたり、差別主義者に集会室の利用を拒否したりするのは、知的自由や表現の自由を保障する図書館という原則をつぶすことになる。これに関連して、いま一つ重要なのは、この原則の不分割性、すなわち一つの例外も認めてはならないという点である。表現の自由や知的自由をおかすただ一つの例でも認めると、この原則はなしくずし的に崩壊する結果となる。バーニングハウゼンによると、社会的責任派はこれらの二つの原則を破るものであり、とうてい許せないものであった。

こうした両派の考えは、ヴェトナム戦争、湾岸戦争などへの決議をめぐる議論だけでなく、図書館資料の選択や児童図書の選択という、図書館サービスについてのいっそう中核的な部分でも展開されている¹²⁾、この両者の考えの確執は現在でも続いている。

4.2 利用者用インターネット端末

インターネットについて最も基礎になるのは、1997年に合衆国最高裁により出された「通信の品位に関する法律」(Communication Decency Act: CDA) 違憲判決である。CDAの要点は、インターネットなどによって「故意に猥褻または下品な内容を作成し送付した者」や、性行為などについて明らかに不快な情報を「未成年者に入手可能な方法で陳列した者」、さらには「猥褻、淫ら、好色、卑猥、または下品な資料を作成し送付した人や団体」にたいして罰を科することにある¹³⁾。この違憲判決で重要なことは、(1)成人の読書資料を子どもに適切な資料だけに制限することはできない、および(2)インターネットは放送メディアよりも活字メディアに近く、活字が享受するのと同じ水準の修正第1条の保護に値するである¹⁴⁾。一方、既述のようにアメリカ公立図書館の基本的性格は、あらゆる思想や情報が行き交う場である。そうである限り、インターネットを利用者に提供する是非自体は問題にならず、実際、公立図書館は利用者に積極的にインターネットを提供し、100パーセントの図書館が利用者用インターネット端末を提供している。これらを前提として、インターネットにかかわる、知的自由の問題には以下がある¹⁵⁾。

- (1) インターネット上の表現を遮断するフィルターソフトについては、憲法の保護下にある多くの表現を遮断すると同時に、フィルターソフトが遮断を意図する表現が十分に遮断されていないという現実がある。こうしたフィルターソフトの導入について、アメリカ図書館協会は一貫して認めないという方針をとっており、これは一連の決議、声明などで明らかである。こうしたフィルターソフトをどのように扱うかは、技術の問題ではなく公立図

書館の歴史的に形成されてきた目的や使命を直接に関係している。

- (2) 公立図書館の歴史は資料や情報の提供の幅を広げるための取り組みの歴史ともいえる。第二次大戦後のアメリカ公立図書館は資源の貧しさで枠をはめられながらも、憲法の保護下にある資料を形態を問わず提供することに努力してきた。提供に不都合な内容の資料があれば、限られた資料費を理由に説明することもできた。一方、インターネット上の資源については、幅の拡大ではなく縮小に資金、時間、エネルギーが必要となる。こうした現象はこれまでの公立図書館の歴史にはなかったことである。したがってフィルターソフトの導入は、これまでの公立図書館の思想と実践におけるレトリックを露呈させ、そうしたレトリックを問い返す結果になる。
- (3) フィルターソフトについては、図書館員の側に現実としてフィルターソフト導入に好意的な感情が存在し、一部の図書館ではそれがフィルターソフト導入の大きな要因になっている。これは従来の図書検閲問題ではなかったことである。従来の検閲は当の図書館の書架上にある資料が問題とされ、そうした資料といえば図書館員が選択したもののなので、挑戦や検閲に図書館員として理解を示すということはありえない。
- (4) 子どもの利用については、親の許可を必要とするという方式が出現してきた。こうした親からの許可という方式は、これまで学校図書館でかなり頻繁にみられたが、この方式が公立図書館にも導入されることになった。親からの許可を図書館が得るというのは、親による自分の子どもへの統制権を認めるということであり、子どもの図書館利用の責任を親に帰すというアメリカ図書館協会の方針にてらせば、何ら方針に反するものではない。しかし、現実はその簡単ではない。ここでもコミュニティで図書館はどういう役割を果たすのか、図書館の社会的責任とは何なのかという問題が提出される。親に責任をすべて転化することで、公立図書館は社会的責任を放棄しているというのである。

4.3 合衆国愛国者法、プライバシー、図書館記録の秘密性¹⁶⁾

2001年9月11日に世界貿易センタービルなどへの同時多発テロ事件が生じた。ブッシュ大統領は直ちにテロとの戦いを宣言し、有事体制に一举に全土が移行した。この混乱中、わずか6週間で制定されたのが愛国者法（USA PATRIOT ACT: Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism, Pub. L. No. 107-56）である。

しかし、社会が冷静さを取り戻すにつれて、愛国者法215条の問題点が浮上し、図書館界のみならず社会的に大きく注目されるにいたった。同条項は外国人によるテロ活動を捜査対象に含める外国諜報活動監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978）を修正する形式となっており、FBIは図書、記録、文書、書類、およびその他の情報を、なんらかの具体的証拠を見つけだすために相当な理由を示すことなく、非公開の法廷に命令を請求することができる。また、216条との併用により電子メールの内容を含めたインターネット利用全般がFBIの監視下におかれた。愛国者法は連邦法であるため、図書館記録の秘密性保護を定める全国の州法にたいして優先される。

図書館利用についての個人識別情報 (personally identifiable information) の保護は、利用者の図書館利用の前提として重要なことである。そうでなければ、利用者は安心して図書館資料を利用できない。アメリカ図書館協会は2002年1月に『図書館員のための愛国者法のガイドライン』(Guidelines for Librarians on the U.S.A. PATRIOT ACT: What to Do before, during and after a 'Knock at the Door?' Jan. 19, 2002) を公表して図書館のとりうる対策を明示したほか、継続的に対抗手段を講じており、2003年1月には愛国者法の危険性を周知していくことを決議 (Resolution on the USA Patriot Act and Related Measures That Infringe on the Rights of Library Users," Jan. 29, 2003) している。一般の図書館員の活動も活発化し、貸出記録が捜査される可能性を利用者に知らせることや、各所で市民と連帯した草の根運動が展開され、メディアにも徐々に注目されるようになった。国家の安全保障への関心と個人のプライバシーについて、その均衡が前者の方に大きく傾くという社会的状況は、自由な読書を保障するという図書館の前提を脅かすものといえよう。

5 おわりに

本稿で示したように、現在のアメリカ公立図書館の存在意義は、憲法の保護下にあるあらゆる見解が行き交う「情報と思想のひろば」にある。「情報と思想のひろば」としての公立図書館というのは、「図書館の権利宣言」が示す「前提」ではあるが、それは同時に達成されるべき「理想」という側面も有する。その場合、知的自由と社会的責任との確執、および特に子どもをめぐるインターネット・サービスのあり方については、議論が継続されると思われる。また合衆国愛国者法については、プライバシーの保護と国家安全保障との均衡がくずれ、後者の方に社会の関心が大きに傾くと、図書館サービスに大きく影響すると思われる。最後に、「情報と思想のひろば」という考えは、思想の自由市場という考えを前提にしている。すなわち、思想が自由に表現され、受け取られ、そうした前提の下で広く議論されることにより、社会全体としていっそう的確な決定が下されるという前提である。しながら、メディアの寡占化が進むなかで、また経済力による情報格差が開いているという状況にあって、こうした思想の自由市場という考え自体が、現実に機能しているのかという問題も視野に入れなくてはならない。

注

- 1) American Library Association, *ALA Glossary of Library Terms* (Chicago, American Library Association, 1943) p. 108.
- 2) L.M. Harrod, *The Librarians' Glossary*, 4th revised ed. (London, Andre Deutsch, 1977) p. 673.
- 3) Frank K. Gardner, *Public Library Legislation* (UNESCO, 1971) p. 19.
- 4) UNESCO, *Public Library Manifesto* (UNESCO, 1949).
- 5) Office for Intellectual Freedom, American Library Association, *Intellectual Freedom Manual*, Seventh ed. (Chicago, American Library Association, 2006) p. 3.
- 6) 「ボストン市立図書館理事会報告」川崎良孝解説・訳『ボストン市立図書館は、いかにして生まれたか』京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 1999 p. 58.
- 7) Evelyn Geller, *Forbidden Books in American Public Libraries, 1876-1939* (Westport, Connecti-

川崎：アメリカ公立図書館の存在目的

- cut, Greenwood, 1984).
- 8) Bostwick, Arthur, "The Librarian as a Censor," *Library Journal*, Vol. 33, 1908, p. 257-264.
 - 9) 3と4節の事実や文書については以下を参照。Office for Intellectual Freedom, American Library Association, *Intellectual Freedom Manual*, Sixth ed. (Chicago, American Library Association, 2002). 同書の翻訳が以下である。『図書館の原則 (改訂版) : 図書館における知的自由マニュアル (第6版)』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子共訳 日本図書館協会 2003).
 - 10) 川崎良孝『図書館の歴史：アメリカ編』増訂第二版 日本図書館協会 2003 p. 208.
 - 11) バーニングハウゼンの考えは以下を参照。David Berninghausen, *The Flight from Reason* (Chicago, American Library Association, 1975).
 - 12) 図書館資料 (特にオルタナティブ資料、マイノリティの資料) についての両派の論争については以下を参照。Toni Samek, *Intellectual Freedom and Social Responsibility in American Librarianship, 1967-1974* (Jefferson, North Carolina, McFarland, 2003) (『図書館の目的をめぐる路線論争：アメリカ図書館界における知的自由と社会的責任 1967-1974年』川崎良孝・坂上末希共訳 京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 2003). 両派の児童書の扱いとその論争については以下を参照。川崎良孝『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会：理想と現実との確執』京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 2006.
 - 13) 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 2002 p. 169.
 - 14) *ibid.*, p. 172.
 - 15) 以下の文献を参照。川崎良孝・高鍛裕樹『図書館・インターネット・知的自由』京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 2000; 『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』*op.cit.*; 高鍛裕樹「子どもをインターネットから保護する法律」合憲判決と「子どもをオンラインから保護する法律」差し戻し判決の検討：情報を止める位置と手段について」(川崎良孝・塩見昇編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会発行 日本図書館協会発売 2006).
 - 16) 川崎良孝「アメリカ愛国者法と知的自由——図書館はテロリストの聖域か——」『図書館雑誌』99(8) 2005.8 p. 507-509.

本稿は2006年10月31日に上海図書館で行った講演である。この講演会は上海市図書館学会が主催し約40名が参加した。